

促進計画の位置づけ等

★地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用の促進に関する法律（法）第41条第1項

第41条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

★地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の運用について（通知）

第5 都道府県及び市町村の促進計画関係

1 促進計画の策定

都道府県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施するため、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）第2章及び第3章の規定を勘案するとともに、その区域の実情を踏まえ、法第41条第1項の促進計画を定めるよう努めなければならない。

促進計画を定めるに当たっては、生産者、事業者、消費者、学校給食関係者等の多様な主体と連携するとともに、その意見を促進計画に反映することが望ましい。

また、都道府県は、促進計画を策定する市町村に対し、必要に応じて助言を行うことが望ましい。

2 促進計画の内容

促進計画は、法第26条から第33条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念にのっとり策定することが適当である。

また、都道府県及び市町村は、法第3章第3節並びに基本方針第2章の第3並びに第3章の第1及び第2の3に定める施策のうちから、その区域の実情に応じたものを促進計画の内容に含めることが望ましい。

3 目標の設定

都道府県及び市町村は、その区域の実情を踏まえ、促進計画において地域の農林水産物の利用の促進の目標を明確に設定することが望ましい。

また、当該目標として、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項の食育推進基本計画に定める学校給食における地場産物の使用割合に関する目標の達成に資するものを設定することが望ましい。

4 促進計画の見直し

都道府県及び市町村は、促進計画について、その区域の実情又は3の目標の達成状況に応じて適宜見直しを行い、必要がある場合は、促進計画を変更し、又は新たに促進計画を定めることが適当である。

5 促進計画の公表等

法第41条第2項の規定により、都道府県及び市町村が促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

また、市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、これを都道府県に通知することが望ましい。

同時に、都道府県は、促進計画を定め、若しくはこれを変更したとき、又は市町村から促進計画を定め、若しくはこれを変更した旨の通知を受けたときは、これを地方農政局長（北海道にあつては農林水産省食料産業局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に通知することが望ましい。